

千葉県環境審議会水環境部会 議 事 録

日時:平成 28 年 1 月 14 日 (木)

午後 2 時 30 分～

場所:千葉県自治会館 9 階第 1 会議室

目 次

1. 開 会	1
2. 千葉県環境生活部次長あいさつ	2
3. 部会長あいさつ	2
4. 議 事	3
諮問事項	
平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について	3
報告事項	
平成26年度の調査結果概要等	17
5. そ の 他	20
6. 閉 会	21

1 開 会

司会（八木副課長） それでは、定刻となりましたので、ただ今から、千葉県環境審議会水環境部会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます、水質保全課の八木と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに御出席の委員の方々を御紹介申し上げます。お手元の委員名簿及び座席表を御覧いただきたいと思います。

水環境部会長の近藤 委員でございます。

伊豆倉 委員でございます。

佐々木 委員でございます。

瀧 委員でございます。

山室 委員でございます。

勝山 委員でございます。

桑波田 委員でございます。

なお、鶴岡委員におかれましては、本日、所用のため御欠席との連絡をいただいております。

続きまして特別委員の方々の御紹介を申し上げます。

経済産業省 関東経済産業局 資源エネルギー環境部長の松岡 委員の代理で環境・リサイクル課長の栗原様でございます。

経済産業省 関東東北産業保安監督部長の沖畷 委員の代理で、鉱害防止課長の柏木様でございます。

国土交通省 関東地方整備局 河川部長の光成 委員の代理で河川保全管理管の酒井様でございます。

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部長の加藤 委員の代理で、千葉港湾事務所副所長の後藤様です。

国土交通省 海上保安庁 第三管区海上保安本部 千葉海上保安部長の花井委員の代理で海上環境係長の福島様です。

なお、農林水産省 関東農政局 生産部長の新本 委員におかれましては、本日は所用のため御欠席でございます。

ここで定足数の確認をさせていただきます。

千葉県行政組織条例第33条の規定により、委員総数の半数以上の出席をいただいておりますので、本会議が成立していることを報告いたします。

次に、事務局の幹部職員を紹介いたします。

千葉県環境生活部次長の大竹でございます。

環境生活部水質保全課長の森でございます。

同じく副課長の松尾でございます。

同じく副課長の阿由葉でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

2 千葉県環境生活部次長あいさつ

司会 それでは、開会にあたりまして、環境生活部次長の大竹から挨拶を申し上げます。

大竹環境生活部次長 大竹でございます。本日はよろしくお願ひいたします。環境審議会の開催に当たりまして、ひとこと御挨拶申し上げます。

委員の皆様にはたいへんお忙しい中、年初より水環境部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の環境行政につきまして、適切な御指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の諮問事項といたしまして、平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)でございます。この測定計画につきましては、水質汚濁防止法で知事が毎年定め、そして測定を行い、その測定結果については公表することで定められております。これまでの測定結果をみまして、県といたしまして、測定の項目ですとか頻度、こういったものを勘案し、現況のデータの継続性といったものを系統させていただきまして、取りまとめました。そして、関係する政令市、国の機関と調整をとりまして作成したものでございます。この測定結果は、県といたしましても、水質や地下水の現況把握、あるいは施策の評価を行う上で基礎となる重要なものと考えております。

本日、御審議いただきます測定計画案の具体的な内容につきましては、担当の方から御説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

3 部会長あいさつ

司会 続きまして、近藤部会長から御挨拶を頂戴したいと思います。

近藤部会長 今日はお集まりいただきましてありがとうございます。2016年も明けて2週間がたちますけれども、今年は特に水環境飛躍の年にできたら良いと思っております。水循環基本法も施行されまして、基本計画もできて、これからは地域の力が試せる、そういう時代になったと思いますので、ぜひとも皆さんの力をお借りしたいと思います。

我々研究者の世界でも非常に大きな枠組みができつつあります。それは、国際的にも環境問題にきちんと対応しよう、それは研究者と行政、市民の方々と一緒になって立案して執行していこう、こういう国際的な研究イニシアティブが立ち上がっています。まさにこういう観点からも千葉県は先進的な県だと思いますので、ぜひとも千葉県の水環境をよくするというのを、皆さんの御力をいただきまして推進していきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願ひします。

司会 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の配付資料の確認をしたいと思います。

まず、本日の議事次第がありまして、委員名簿、座席表、千葉県環境審議会運営規程、環境審議会への諮問文と水環境部会への付議文の写しが両面となったものがございます。

それから、本日の議題の資料といたしましては、資料1-1から参考資料3までの7種

類をお配りしています。それぞれ、資料右肩に資料番号をつけてございます。また、A3判の資料といたしまして、平成28年度地下水の水質測定地点の図面をお配りしてございます。これは、資料1-1の最後のページの拡大図面でございます。ご覧になっていただきますと分かりますように、赤メッシュの中に数字が入っているページがございまして、配付資料A4判ですと見づらいかと思しますので、拡大したものをお配りさせていただきました。

資料につきましては、以上でございますが、よろしいでしょうか。

4 議 事

司会 それでは、議事に入りたいと思います。

千葉県行政組織条例第33条の規定によりまして、部会長が会議の議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては部会長にお願いしたいと存じます。

近藤部会長 それでは議長を務めさせていただきます。議事の進行につきまして、御協力をよろしくお願いいたします。

本日の会議については、千葉県環境審議会の運営規程に基づき公開で行います。

議事に先立ちまして、議事録署名人の指名を私に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

近藤部会長 それでは、勝山委員と桑波田委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

諮問事項

平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について

近藤部会長 それではさっそく議事に入ります。

本日の議題としましては、諮問事項が1件、「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について」、御審議をお願いいたします。

それでは、審議事項について事務局から説明をお願いいたします。

松尾副課長 それでは、松尾から、平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）につきまして、御説明いたします。

さきほど、大竹次長の挨拶の中でもございましたけれども、千葉県におけます公共用水域等の測定は、千葉県の他、利根川、江戸川などを管理する国、それから千葉市をはじめとする水質汚濁防止法の政令市（市川市、松戸市、船橋市、柏市、市原市）、さらには隣接する東京都が実施する測定内容が含まれており、本日お示しします計画の案につきましては、それぞれの機関と協議して作成したものでございます。

私からは、公共用水域の河川、湖沼、海域の水質測定計画について御説明いたします。用いる資料は「資料 1-1 平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）」、「資料 1-2 各測定機関の平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定方針」、「資料 2-1 公共用水域水質測定結果の概要」、この 3 種類の資料を用いまして御説明させていただきたいと存じます。

まずはじめに、千葉県の水質の状況について御説明します。

「資料 2-1 公共用水域水質測定結果の概要」を御覧ください。

これは、平成 26 年度公共用水域の水質測定計画に基づき実施し、昨年 8 月に公表いたしましたものの概要になります。

1 ページ目が環境基準の達成状況でございまして、水質汚濁に係る環境基準につきましては、人の健康の保護に関する環境基準いわゆる健康項目と生活環境の保全に関する環境基準いわゆる生活環境項目が定められています。一つ目のところに（1）で健康項目というところがございます。この健康項目ですが、環境基準が設定されている項目は、カドミウムや全シアンなど 27 項目でございます。

環境基準を超過したのは表 1 に健康項目の環境基準超過状況とありますけれども、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で、銚子市を流れております忍川と高田川で基準を超過しております。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準が 10mg/L のところ忍川では 16mg/L、高田川につきましては 13mg/L でございました。

この 2 つの河川については、図 1 で経年変化を示しておりますけれども、青色が忍川、ピンクが高田川で、赤い線が基準値になっております。平成 14 年以降の変化を示しています。2 つの河川とも平成 14 年の調査開始から継続して環境基準を超過している状況が見られております。しかしながら、平成 17 年ころを境に若干でございしますが、減少傾向が見られております。

この地域は畜産業と畑作農業が盛んな地域であり、これらの影響が原因のひとつと考えられることから、平成 16 年に施行されました家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づきまして、畜産農家への家畜排泄物の適正管理に係る指導ですとか、主要農作物等施肥基準に基づく適正施肥等、畑作農家への環境への負荷が小さい農業技術の普及についての指導を行うとともに、平成 19 年には海匝地域北東部地下水保全対策協議会を設置し、関係機関が一体となり対策に取り組んでいることが一つの要因とも考えられております。そのようなことから、引き続きまして関係機関と連携して対策を進めていきたいと考えております。その他の健康項目につきましては、すべて環境基準を満足をしている状況でございました。

続きまして、（2）の生活環境項目でございます。

生活環境項目は、BOD や COD、全窒素、全りんなど、12 項目あります。そのうち、有機汚濁の代表的な指標であります BOD、COD につきましては、環境基準が設定されている 85 水域のうち 60 水域で環境基準を達成しており、達成率は 70.6% でした。

2 ページの下の方でございますけれども、河川のBOD、湖沼・海域のCODですが、生活環境の項目の環境基準の達成状況の経年変化をグラフで示しています。先ほど、70.6%と申しました全体の平均は、赤い線で示してございます。四角のポイントの青い線は河川、緑色の線で菱形のポイントが海域で、黒い線と黄色の三角が湖沼になります。それぞれの水域におけます環境基準の達成率について、示させていただいたものでございます。全体の赤い線では、昭和55年には約30%での達成率でございましたけれども、26年には70.6%と改善されています。また、青い線の河川では、これも同様に昭和55年頃は約30%であったものが最近では78.6%と大幅に改善されている状況でございます。

これらにつきましては、水質汚濁防止法や県の上乗せ条例、さらには臨海地域の工場と締結している環境保全協定などによる、排出事業場への指導、取り組みですとか、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進など生活排水対策への取り組みによるものも要因と考えられます。

しかしながら、一方で黄色い三角の湖沼でございますが、測定して以来、ずっと環境基準を達成していない状況が見られています。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。これは、主な河川や湖沼、海域の結果をそれぞれ整理したものでございます。

上の(ア)のグラフが江戸川の水質の経年変化を示しています。ここには江戸川上流の関宿橋、流山橋、矢切取水場と中流の江戸川水門の結果を載せております。場所につきましては、資料1-1の13ページ地図をお開き願います。

千葉県地図の左上、県北西部の東京都の境に江戸川と記載してありますが、一番上に1とあります、ここが関宿橋で資料2-1のグラフで赤い線になります。少し下りまして中ほどに3とありますが流山橋で、グラフの青い線になります。さらに下りまして5がグラフの緑の線で矢切取水場、さらに下りまして7が江戸川水門になります。

最上流部の関宿橋はグラフの赤い線ですが、BODは従前からかなり清浄な状況が見られるかと思えます。それ以外の地点では、昭和から平成にかけてのあたりからBODが少しずつ改善されている状況が見られており、ここ数年は良い方向に進んでいると思われま

す。また、以前は上流と下流のBODの差がありましたけれども、近年ではその差が殆んどなくなっている状態が見られるかと思えます。環境基準の類型でございますが、関宿橋、流山橋、矢切取水場は環境基準A類型でBODの基準値が2mg/L以下となっており、江戸川水門は環境基準B類型で3mg/L以下となっています。

次に下の(イ)のグラフ、これが利根川のグラフでございます。

利根川につきましては、資料1-1、13ページの地図で、22がグラフの赤い線の芽吹橋になります。次に24が地図の青い線の栄橋、地図の右上27が緑の線の水郷大橋、地図の東の端29がグラフの黄色い線の銚子大橋になります。利根川全体といたしましては、水質としては、ほぼ横ばいの状態を維持しているような状況になっております。また、これら4つの調査地点は、ともに環境基準はA類型で、BODは2mg/L以下という基準値となっております。

次に4ページをお開き願います。

こちらは、県内の主要な河川ということで、養老川、小櫃川、栗山川、黒部川と、4つの河川について示しております。グラフの赤い線の養老川は地図の114、ここは環境基準のC類型になりまして、基準値は5mg/L以下となっております。グラフの青い線の小櫃川は地図の109、小櫃橋になりまして、B類型で基準値が3mg/L以下、さらにグラフの緑色の線の栗山川は地図の65、木戸大橋になりまして、B類型で基準値が3mg/L以下となっております。グラフの黄色い線の黒部川は地図の55、こちらはA類型でBODの基準値が2mg/L以下となっております。

全体的に横ばいといってよいと思われませんが、昭和の頃から比べますと、少しずつ良くなっているのではないかと思います。

次にその下の(エ)が主要な都市河川ということで、都市部を流れる河川でございます。

こちらは、江戸川や東京湾に注ぐ坂川で地図の12、弁天橋になります。次に真間川で地図の20、三戸前橋になります。次にグラフの緑色の線の海老川で地図の121、八千代橋になります。それから、グラフの黄色い線の都川で地図の118、都橋でこの建物のすぐ裏の橋になります。これらの地点は環境基準がE類型で、基準値は10mg/L以下となっております。

それから、手賀沼に注いでいる大堀川は、グラフのオレンジ色の線で地図の34、北柏橋で環境基準のD類型で基準値は8mg/L以下となっております。大津川は地図の33、上沼橋で環境基準のC類型で基準値は5mg/L以下となっております。

これらのグラフ、昭和の時代からみますと劇的に下がっているように見えるかと思いません。平成15年頃から横ばいぎみではありますが、少しずつ良くなっているかと思いません。

次に5ページの上のグラフが湖沼になります。

県内には環境基準の類型指定されております湖沼が印旛沼、手賀沼、高滝ダム、亀山ダムの4つの湖沼となっており、印旛沼はグラフの赤い線です。場所は資料1-1の15ページに示しております。地図では2で、上水道取水口下の地点で環境基準のA類型で基準値はCODで3mg/Lとなっております。手賀沼はグラフの青い線で、地図の6で、手賀沼中央の地点で環境基準のB類型で基準値は5mg/Lになります。

高滝ダムはグラフの緑色の線になります。地図は16ページで10の加茂橋下流部の地点で環境基準のA類型で、基準値は3mg/Lとなっております。亀山ダムはグラフの黄色の線で、16ページの下の方で13の堤体直上流部の地点で、環境基準のA類型で基準値は3mg/Lとなっております。

手賀沼につきましては、平成12年から北千葉導水路の通水が始まりまして、その頃から一段と良くなる傾向でした。近年は4つの湖沼とも横ばい傾向が見られるかと思いません。なお、26年度につきましては、4ページの一番下に記載してあるように手賀沼につきましては7.6mg/Lとなり、測定開始以来、最も良好なものとなり、かなり改善が進んでいるかと思いません。しかしながら、環境基準との比較では、まだまだの状況となっております。

続きまして海域ですが、その下のウで海域のグラフが二つあります。

一つ目の上のグラフが、東京湾の7、10、13で富津岬より北の方で内湾と称されている区域、下のグラフが富津岬から南の内房という区域についてのものです。上の内湾ですが、赤い線が東京湾7（千葉沿岸）で、地図では資料1-1の18ページになりますが、東7とある地点で環境基準のC類型で、CODは8 mg/Lです。グラフの青い線の東京湾10（千葉航路入口）は、地図の東10とあるところで環境基準のB類型で、基準は3 mg/Lとなります。グラフの緑色の線の東京湾13（袖ヶ浦沖）は、地図の東13の地点で、環境基準のA類型で基準は2 mg/Lです。

海域の富津岬から南のグラフですが、グラフの赤い線の東京湾19（富津岬下）は地図の東19の地点、それからグラフの青い線の東京湾21（保田沿岸）は地図の東21の地点、グラフの緑色の線の東京湾24（船形沿岸）は地図の東24の地点で、3地点とも環境基準のA類型で基準は2 mg/Lになっております。

経年変化でございますが、東京湾の奥、内湾につきましては平成に入りまして少しずつ良くなっている状況でしたが、平成20年頃から少しずつ上昇傾向が見られている状況でございます。富津岬から南の水域につきましては、過去からずっと清浄な状況を保っている状況です。

このような状況が、千葉県の公共用水域の水質の状況でございます。

先ほど、銚子の河川について硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準値を超過しているという話をしましたが、それ以外の有害物質については基準値を超過しているものはございませんでした。また、生活環境項目につきましては、BOD、CODにつきましては従前に比べ河川はきれいになっている状況ですが、閉鎖性水域である東京湾や湖沼については、まだまだ改善がみられていないという状況です。

これらの状況を踏まえて作成したものが、「資料1-1 平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)」でございます。

資料1-1を御覧いただきまして、3ページをお開き願います。最初に目的としまして、水質汚濁防止法の規定に基づきまして、千葉県に属します公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定及び底質の調査について、必要な事項を定めるものがございます。

4の測定概要ですが、4-1 水質測定（1）としまして測定地点の表がございます。平成28年度は河川、湖沼、海域の合計が76水域におきまして、178地点で測定を実施することといたします。水域数、測定地点数ともに、昨年度と変化はございません。

なお、測定地点数の括弧書きは環境基準点で、こちらはその水域の水質を代表する地点として測定しており、その水域の環境基準の達成状況を評価するときに利用する地点でございます。こちらの環境基準点の98、これにつきましても昨年度と変更はございません。この環境基準点の他に補助点があり、その水域の状況を補完するためなどに水質の測定を実施しております。

（2）が測定項目で、生活環境項目12項目、健康項目27項目、要監視項目31項目など、全体で97の項目で実施しようとするものであり、昨年度の項目数と変更はございません。

資料の4ページの下の方ですが、(3)が測定頻度でございます。こちらにつきましては、表を5ページに示してあり、河川は年に4日～12日、湖沼は年に12日～24日、海域は東京湾については、年に6日～12日、その他の九十九里地先の海域等については、年4日調査をする予定としております。

なお、河川の通日調査でございますが、採水日数のところが年1、2日が線で消されまして網掛けで年2日、また1日12、13回が1日13回となっておりますが、これは、1日の水質の変動を調査するために千葉市が2時間ごとに実施していましたが通日調査について、過去の調査結果から1日当たりの水質の変動の差が小さいと判断があったことから、千葉市におきましては通日調査を取りやめるというものでございます。

年2日で残っているところがありますが、これは、船橋市が年2日、1日13回で実施するというものでございます。

次に5ページの下の方に4-2 底質調査とございます。

底質調査につきましては、水質と関連が深いと言われております水底の泥を調査するものでございまして、平成28年度は9河川、2湖沼、1海域の12水域で24地点で調査を実施する予定と記載しております。しかしながら、湖沼については国土交通省と千葉県が、両者が別々に手賀沼で調査を実施する予定となっております。水域としましては両方も手賀沼となりまして1水域になります。結果として、9河川、1湖沼、1海域の24地点となりますので、修正いただければと思います。

底質調査につきましては、一定期間、例えば10年かけて測定地点を一巡して調査をするローリング調査という形で行っております。そのため毎年、調査地点が変わっております。また、調査を実施する機関によって一巡する期間が異なっていることから、全体として測定の水域数や地点数に変化が生じております。そのようなことから、28年度は27年度と比べまして、8水域、8地点減少した形になります。

次に6ページをお開き願えればと思います。

(2)の測定項目でございますが、表の中の富栄養化項目が、底質の有機汚染の度合いのCODにつきまして新たに測定を実施するものです。それから金属等のポリ塩化ビフェニルですが、過去の調査の結果、不検出が続いていたことから測定を取りやめようとするものでございます。

それから、7ページ、8ページが測定計画の総括表ということで、各水域ごと、各河川、各海域、各湖沼ごとに測定機関、測定頻度等を示しております。9ページ以降には、それぞれの地点の詳細を掲載しております。

続きまして、資料1-2を御覧いただきたいと思っております。こちらは、平成27年度から平成28年度の調査に当たりまして、主な変更内容を調査機関ごとに整理したものでございます。最初の1ページの主な変更点としまして、1 公共用水域の水質測定計画の①の水質測定に係る変更ですが、アの水質の生活環境項目で国土交通省では、全亜鉛が利根運河利根川において年4回だったものを過去10年間の測定結果で基準値が超過したものがあることから、年12回に測定頻度を増やし体制を強化するものです。次に千葉市の項目

では、年24回を年12回に減らすものですが、こちらは通年調査の中止に伴いまして測定回数が増加するものがございます。

イの健康項目ですが、国土交通省では、1ページのカドミウムから2ページのふっ素まで11項目について、過去10年間の測定の結果、基準値以下あるいは報告下限値未満の状況が続いている項目あるいは地点について、測定頻度を減らそうというものがございます。

次に2ページが一番下の東京都でございます。これは旧江戸川の浦安橋において、東京都がPCBを2年に一度、測定を行っております。27年度は測定しておりませんでしたから、28年度は実施するというので、0から2回ということになります。

続きまして3ページ、ウの特殊項目ですが、これは国土交通省が江戸川と利根川で実施しておりますフェノール類、クロム、あるいは江戸川で実施しております銅、鉄、マンガン、これらにつきまして過去10年間に報告下限値未満の地点について、これらの測定の頻度を減少あるいは中止しようとするものがございます。

エのその他項目ですが、国土交通省が利根川で測定しておりますアンモニア性窒素と電気伝導率ですが、測定の効率化を図ることから測定頻度を変更しようとするものです。続きまして、千葉市の塩化物イオン、アンモニア性窒素について、年18回から年6回と測定の頻度を減少させるのは、先ほど御説明しました通日調査を廃止することに伴います測定の頻度が減ることがございます。

それから4ページ、5ページの千葉県あるいは柏市の要監視項目につきましては、ローリング調査で調査を実施していることから、調査地点が変更になることに伴い、測定の地点数に変更が生じるものがございます。6ページの②の底質調査の測定地点数の変更につきましても、ローリング調査の地点数の変更に伴います、地点数の変更となっております。

以上が、今年度から来年度の調査に当たっての変更点になります。私、松尾からは以上でございます。

続きまして、阿由葉から地下水について説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

阿由葉副課長 続きまして、阿由葉の方から、地下水の水質測定計画について、御説明させていただきます。用いる資料に関しましては、資料1-1、1-2、そして調査結果の概要については、資料2-2を使って御説明させていただきます。

まず、地下水に関しては表流水と違い地下の中に入っており、どういう視点で測定し、地域をどうやって選ぶかということに関して説明させていただきます。続きまして26年度までの地下水の調査結果概要、28年度測定計画の順番で説明させていただきたいと思っております。

まず、「資料1-1 平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）」の33ページをご覧ください。4の調査区分について説明させていただきます。

地下水の調査につきましては、大きく分けて、概況調査、そして継続監視調査、その他

調査の3区分で実施をしております。地下水質の概況を把握するため、年1回程度、実施している概況調査、そして、これまでに汚染が確認された地域の地下水汚染の状況を継続的に監視するため、過去に基準値超過が確認された地点において毎年行っている継続監視調査、その他になりますが、要監視項目を対象に地下水の概況を把握するため実施する要監視項目調査ということで、大きく3つに分けて調査を区分しております。

そして、(1)にあります概況調査につきましては、2つに分かれております。

①の地下水の水質の経年的変化を把握する定点観測として、毎年、同一地点を調査しております。そして②の移動観測として、未把握の地域の地下水汚染を確認するため、千葉県内を2kmメッシュに区分し、すべてのメッシュを概ね10年かけて一巡する調査する移動調査があります。

なお、水質汚濁防止法政令市につきましては、1kmメッシュで区分するところや、概ね5年で一巡するところがございます。以上が調査の区分の御説明でございます。

続きまして、平成26年度までの地下水質概況調査結果を御説明いたします。

資料2-2をご覧ください。1の定点観測について、まず説明させていただきます。

1-1 概要についてですが、平成10年から測定をしております。国土交通省、県及び政令市の定点観測と併せて、21観測地点において測定してございます。

1-2 調査結果ですが、定点観測地点は資料の2ページ、3ページを見ていただけますでしょうか。概況調査の実施地点として21地点の測定点がございます。表1に関しましては、これらの地点の所在地や用途、井戸深度などの井戸の諸元を参考情報として掲載しております。

4ページを御覧ください。定点観測の地点が、千葉県のどの辺に当たるのかを示しております。メッシュが入った千葉県地図に地点を落としてあります。丸の番号が先ほどの2ページ、3ページの表の地点番号と一致しております。御覧のとおり、主に政令市が集中している地域に関しましては、1kmメッシュで細かくなっている状況です。この21地点を定点として、千葉県では毎年、継続的に測定を実施しております。

1ページに戻ります。測定地点は千葉県が12地点、国土交通省が4地点、政令市が5地点の21地点で測定を実施しております。平成10年から26年の間に、環境基準の超過が確認されている項目は、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、そしてふっ素の3項目でありました。

続いて、定点観測における水質調査結果の概要について御説明いたします。

資料2-2の5ページ、6ページをご覧ください。

5ページに砒素の濃度の経年変化を示しております。21地点の全てのデータを示すと判りづらくなりますので、環境基準を超過したことのある地点として、5ページに砒素と、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、そして6ページにふっ素の3項目について、折れ線グラフで濃度の経年変化を示してございます。

5ページの砒素でございますが、これを例にとりますと、地点名をグラフ内に四角で囲んであります。ここでは香取市佐原イというのがございます。これにつきましては、環

境基準を超えた年が4回あったということで、地点名を挙げてございます。砒素のうち、検出はされたものの環境基準は超えなかった13地点及び検出もされなかった7地点については、ここではグラフに示してございません。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素につきましては、環境基準を超えた年があったということで山武市埴谷、八街市沖、鎌ヶ谷市中央2丁目、千葉市中央区今井町を示しております。

6ページを御覧ください。最後にふっ素ですが柴町須賀において環境基準を超えた状況でございます。これらにつきましては、必要に応じて、周辺の調査を実施しております。

続きまして、移動観測結果の概要について御説明いたします。

7ページをご覧ください。これはローリング調査でございます。県内をメッシュ切りし、10年かけて順繰りに回していく調査でございます。単年度で見るより経年で見る方がわかりやすいとのご指摘が過去にございましたので、経年的な測定結果としてお示しております。

この概況調査の移動観測につきましては、平成20年から29年度までの10年間を1期間といたしまして、県内の全てのメッシュをローリングする計画となっております。現時点では、平成20年から26年度までの7年間に環境基準を超過した状況について、7ページの表2に移動観測調査結果として取りまとめております。表2は、平成20年から7年分を取りまとめております。毎年、概ね160地点程度の井戸の水質調査を実施しております。この7年間における移動観測の実施延べ数は、合せて1150地点となっております。環境基準を超過した項目は、鉛など8項目が確認されております。

7年間の累計の中で、環境基準値を超過した項目は、地点数の多い項目から、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が155本、砒素が60本でありまして、この2項目が比較的超過率の高い項目でございます。また、超過が確認された井戸につきましては、飲用に使用している場合は、市及び保健所において飲用指導を行うとともに、周辺の調査等を実施しております。

実際に、千葉県内のどの辺りであったかは8ページになります。

青いメッシュがございます。青く塗ったところが、この7年間で水質調査を実施したメッシュでございます。したがって、それ以外の白抜きの箇所が今後3年間で調査を実施していく予定ということで、おおむね7割程度のメッシュが終わっているという状況でございます。

続きまして、9ページを御覧ください。これは7年間の調査結果のうち、環境基準を超過した井戸の地点を示しているものでございます。右下の凡例をご覧ください。超過項目を10色使って示しております。例えば、下から3つ目の項目ですが、紫色は実は横芝光町のところがございます。これは一つの井戸におきまして四塩化炭素と、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の両方の項目が超過したことで示しております。また、鎌ヶ谷市に黒い点がございます。これはテトラクロロエチレンと、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の2項目が超過した地点で示しております。

この9ページを見ていただくと分かりますように、赤の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素や、

緑の砒素が比較的多いということが、おわかりになると思います。

続きまして、10ページを御覧ください。こちらは、超過した地点が多かった項目の砒素について、7年間のデータを取りまとめたものでございます。ここで示しているのは超過したデータだけではなく、超過しなかったものも含めて濃度別に色分けをしております。赤とか黒とか比較的色が濃いものが、濃度が高いということでこの図に示しております。この濃度が高い地点は御覧いただきますと、九十九里町や白子町あたりの九十九里地域に多くみられる傾向がございます。

11ページを御覧ください。こちらは、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の超過地点が多かったものについて、千葉県地図に落としてございます。こちらも砒素と同様に、色の濃い赤とか黒に関しまして、濃度が高い位置付けです。そして、場所的には東部の海匝地域、あるいは東葛地域に比較的濃度が高い地点が見られる状況になっております。

以上がローリング調査の平成20年からの7年間をまとめた結果でございます。

続きまして、地下水の水質測定計画について御説明させていただきます。

資料1-1の33ページを御覧ください。地下水の測定の目的に関しましては、公共用水域の測定と同じく水質汚濁防止法に基づき測定をするものであり、平成28年度においても国土交通省、県、水質汚濁防止法政令市が実施する形になっております。地下水の測定計画は、水質汚濁防止法に基づき、県が毎年策定して、そして測定することが義務付けられております。

資料1-2の7ページを御覧ください。2の地下水の水質測定計画ですが、測定地点数の増減ということで、27年度と比較してどういう地点を変えたかを、この7ページにまとめております。

まず、国土交通省が1地点ございましたが、1地点減らします。この1地点に関しましては、千葉市で測定するというので、27年度は千葉市が17地点でありましたが、28年度は18地点になるという形で数の変更をしております。

②の継続監視調査につきましては、千葉県の定点でありました横芝光町における継続監視地点において、揮発性有機化合物が検出されていましたが、3年連続して環境基準を満足し、周辺井戸調査においても全て基準値未満であったことから、継続監視調査を終了するため、1地点減にしております。

一方、船橋市におきましては、新たに揮発性有機化合物の基準を超過した3地点を追加しているという状況です。そして、これ以外の地点数の変更に関しましては、全てローリング調査ということですので、その調整ということで地点数を変更させていただいております。

そして、資料1-1 34ページを御覧ください。今、説明しました27年度の調査地点として、28年度の調査地点では変更した部分を(1)に整理しております。

上段の表を御覧ください。定点測定につきましては、国土交通省が実施した千葉市の定点を平成28年度から千葉市が測定を行うことから、プラスマイナスゼロで引き続き21

地点で地点数に変更はございません。そして、移動観測に関しましては合計で167地点となり、ローリング調査のために今年度より合計で1地点減るという状況になっております。継続監視調査につきましては、横芝光町と船橋市の測定点の増減によって合わせて131地点となります。今年度より合計で2地点増加するという状況でございます。

このページの中段の表を御覧ください。その他の調査、要監視項目の調査でございます。これにつきましては、要監視項目の調査の測定機関ごとに何地点行うかを整理しております。ローリング調査のため、県が1地点増加いたします。そして、市川市は1地点減、合計56地点で合計では変更はございません。

34ページの下の表を御覧ください。測定項目及び測定頻度を整理してございます。ここでは、代表調査につきましては35ページに示しております測定方法、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目28項目を概況調査では実施することを取りまとめております。ただし、原則としてアルキル水銀は、総水銀が検出された場合にのみ測定で、測定回数は年1回ということです。

続きまして、継続監視調査でございます。これに関しましては、当該地域において汚染が確認されている物質を行うということでございます。年1回以上行うものです。そして、その他の調査、要監視項目調査に関しましては、要監視項目の24項目を行うものです。測定機関においては、一部の項目のみとすることもございます。要監視項目の24項目に関しましては、36ページに示しております。36ページの下に6に、測定結果の送付及び公表について整理させていただいております。

37ページを御覧ください。平成28年度における測定機関ごとの調査地点数を整理させていただいております。

続きまして、38ページを御覧ください。併せてA3判の「平成28年度 地下水の水質測定地点」について説明させていただきます。千葉県をメッシュ切りしまして、平成28年度の調査地点についてですが、移動観測は167地点で青で示し、定点観測は21地点で緑で示し、継続監視調査は131地点で赤で示しております。

この継続監視調査地点につきましては、1メッシュに複数の測定点が存在することから、船橋市付近を見ていただきたいのですが、赤い四角に囲まれている白抜きの数値がメッシュの地点で測定する地点数を示しております。

以上、簡単ではございますが、26年度の調査結果及び28年度の水質測定計画（案）について説明をさせていただきました。ありがとうございました。

近藤部会長 ありがとうございます。事務局の方から水質測定計画案、水質測定方針、これまでの水質測定の概要について御説明がありました。この御説明に関しまして、諮問事項全般に関する御意見・御質問がございましたら御発言をお願いいたします。

山室委員 諮問事項の資料1-1で、3ページから4ページに測定項目があるんですが、その中の健康項目27項目のうちのシマジンが、27ページから28ページの水質測定方法で

抜けているので入れたほうがよいと思います。4ページの27項目の中の下から3行目ですね、チオベンカルブ、シマジン、これの測定方法が抜けているということです。

松尾副課長 わかりました、ありがとうございます。

山室委員 具体的なことではないのですが教えていただきたいのですが、資料2-1の5ページの県内湖沼の水質経年変化について、最近は横ばいという説明があったと思うのですが、特にこの高滝ダム、このダムは水道の原水になってますか。手賀沼がかつて高いので、グラフの縦軸が30まであるのであまり目立たないのですけれども、グラフの縦軸を10にすると、おそらく高滝ダムは平成5年には5を切っているぐらいだったのが、今は確実に増えている感じに見えますので、傾向としてはおそらく徐々に増えているんですね。なおかつそれが水道原水に使われているとなると今後、対策を施す必要がでてきてしまう可能性がありますので、もし可能であれば、なぜ、そうなっているかの原因をできればどこかで調べていただいたほうがよいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

松尾副課長 山室委員から御質問のございました、一つ目のシマジンについては、抜けておりましたので、これは修正させていただきます。それから高滝ダムにつきまして、26年度ですけれども、5.7から14の幅がございまして、実は8月が14というCODになっております。8月を除きますと、5.7から9.4の間に入っております。26年度は夏場にアオコの発生が多かったと伺っております、その影響があったのかと思われておりますが、なぜ、そういうふうになっているかということにつきましては、今後の検討のテーマになると思ひますので、考えさせていただきますと思ひます。

山室委員 そういうお答えがくるかなと予測していたんですけれども、一度アオコが発生すると、それがたまたまというよりは、何回も頻発するようになるというのが今までのパターンだと思いますので、とうとう始まってしまったのかという気がします。なので、ここにはCODしかないのですけれども、窒素が増えたのか、磷が増えたのかとか、NP比のバランスがありますので、きちんと見ると対策の立てようもある感じがありますので、やはりアオコということでありましたら、特にアオコがなぜ発生したのかを踏まえて対策を考えていただくと、水道水源なので、かなり大変な対策を立てないといけなくなることを防ぐ可能性もあると思ひます。

松尾副課長 高滝ダムにつきましては、窒素、リンはもとよりクロロフィルについても調査しており、水道局になりますが、データは集積しておりますので、そのへんも参考にしながら検討させていただきますと思ひます。

森課長 山室先生から御指摘いただきましたグラフなどは工夫させていただいて、もう少し変化がわかるように掲載するのと、原因分析など必要なものについては結果の中に織り込む

ような形で、気を配りながら資料を作らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

近藤部会長 この水質調査というのは、法律に基づいて粛々と行うものですが、結果を施策に、すなわち環境を保全するということに繋げていく仕組みというの、ぜひとも考えていただきたいと思いますと考えております。例えば資料2-2の地下水ですが、鎌ヶ谷市で硝酸が上がってから下がっています。八街市沖も上がって下がっています。面源による汚染ですが、それが一体どうしてこうなったのか、原因を知ることによって施策がでてくると思います。将来、施策につなげていくようなアクションが必要なのではないかと考えています。

というのは今回、地下水が半分ありますが、水循環基本法で地下水が公共の水として位置付けられ、その監視や保全に対して責任というものがでてくるのではないかと、具体的なアクションをこれから県として考えていかなければいけないと思います。特にローリングが平成29年度に完成する、それが終わった時にそれに基づいてどういう施策を作っていくのか、そういう検討をそれぞれ始める時期なのかと考えています。特に窒素は世界的にも地球環境問題として捉えられている問題ですので、千葉県として先進的な対策をいっていただきたいと思いますと考えております。

森課長 ありがとうございます。御指摘いただいたとおり、測定計画を定めて結果を測ればいいとは思っていませんので、その結果を踏まえて、基準を超えたということであれば、原因をつきとめてやっていかなければいけないと改めて新たに認識したところでございます。地下水の場合は地下の状況の把握は難しいことから、どこまで原因究明ができるかは、難しい部分もあるかと思いますが、そういったところを分析しながら、先生方の御助言もいただきながら可能な限り原因分析をさせていただいて、次につなげるように行政として進めていきたいと思っております。

佐々木委員 非常に細かいところで恐縮ですが、資料1-2の3ページのところのその他のところの変更理由のところですが、測定の効率化を図るためとありますが、これも過去10年間のローリングにより省略されているという理解でよろしいですね。

瀧委員 地下水の方ですけれども、資料2-2の6ページ、ふっ素に関するグラフが出ております。それから、その隣に表がついています。それで、6ページを見ると、ほとんど2前後くらいの数字がならんでいるような感じがしまして、測定回数は表から見ると2回です。6ページのグラフを見ると2.5をオーバーしているのが最近連続で出てきています。それがどういう原因なのか、もし検討されているのであれば教えていただきたい。

それから、栄町須賀がどんどん大きくなっているような感じがするので、今後、注意してみていかないといけない気がしますので、そのあたりを含めてお伺いしたいと思います。

阿由葉副課長 まず、6ページのグラフについて、ふっ素の経年変化ということで、ずっと超え

ている地点がございます。これに関しましては、県内で継続的に観測をしている21地点の井戸のうち、過去にふっ素の基準値を超えたところを6ページのグラフに示しております。一方、7ページに関しましては、千葉県をメッシュに切って、ローリング調査をしている結果です。ですので、ローリング調査の測定をしていく中で、ふっ素は平成20年から25年までは環境基準値を超えていなかったということで、26年度に2地点、ローリング調査で当たったということでございます。

瀧委員 2地点のローリング調査が26年度に行われたということで、その結果、出てきたのが最大値として2.6であったということですね。

阿由葉副課長 平成26年度はローリング調査で170の井戸を調査したうちに、2地点が超過したということです。

瀧委員 6ページを見ていきますと、これは県の定点観測で行きますと、栄町のこの地点は恒常的に環境基準をオーバーしているということですので、原因がなぜかについて御検討いただいているのでしょうか。最近、濃度が高くなっている、次々とひよっとしたら高くなるのではなかろうかという傾向を示しているのです、気になってお伺いしました。

阿由葉副課長 この地点に関しましては、国土交通省の行っている調査地点と聞いておりますが、初め環境基準の超過が確認された平成12年にフッ素を使用する事業場が付近にないことや、資料でこのあたりに塩分を含有する地層があることを確認しております。ですので、自然的要因によるものと推定しているところでございます。

瀧委員 生活の中で特に支障を与えない自然現象だという話ですので、私たちの生活、あるいは産業に影響を与えないのであれば、監視点、観察といった状況でよろしいかと思えます。万が一、生活の中から出てきているものが原因であるならば、もう少し考えていかなければならない。なぜならば、平成21年から平成22年に急に濃度が変わっていますので、なぜここであがったのか疑問で、急に化石地下水のような水が（海水など）集められたこともないわけではないと感じるので、もし御検討する機会がありましたら、考えた方がよろしいかと思えます。よろしくお願ひします。

阿由葉副課長 ありがとうございます。定点井戸に関しましては、飲料には使われておりませんが、御指摘のとおり配慮しなければならないと思えます。

近藤部会長 生活の問題に対しては適切な施策をお願いいたします。

それでは、重要な御質問等ございますでしょうか。ないようですので、諮問事項「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）」につきまして、お諮りしたいと思います。本案につきまして、御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

では、異議なしということで、承認いただきました。ありがとうございました。

本日承認いただきました諮問事項につきましては、千葉県環境審議会運営規程第6条に基づいて、私から環境審議会長に報告させていただくこととなります。その後、会長の意見を得まして、審議会の議決として、審議会長名で知事あてに答申される運びとなりますので、御了承いただきたいと思っております。

では、本日予定されました審議事項は以上でございます。

次に、事務局から報告事項の説明をお願いいたします。

報告事項

平成26年度の調査結果概要等

在原班長 水質保全課の在原と申します。私からは参考資料1、2、3を使いまして報告させていただきます。

まず、参考資料1「平成26年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」報告させていただきます。この資料につきましては、平成26年度に測定した一般大気環境、公共用水域、地下水、土壌のダイオキシン類の測定結果を取りまとめて平成27年8月7日に公表したものでございます。

枠囲みの中に、それぞれの測定結果概要を記載してあります。この中に書かれておりますのは、公共用水域の水質につきましては、4地点で環境基準値を超過しておりましたが、その他につきましては、全地点で環境基準を達成しました、というような内容になっております。

1ページの下に公共用水域について記載がございます。2の公共用水域についてですが、まず、水質につきましては、84地点で測定をした結果、4地点、具体的には、与田浦川 与田浦橋で1.1、清水川 清水橋で1.1、南白亀川 観音堂橋で1.1、平久里川 平成橋で2.0と、環境基準値の1を超過しております。

これらの地点につきましては、その後、補足調査を実施しましたが、いずれの地点においても環境基準値を下回っております。

2ページを開けてください。底質調査につきましては、41地点について測定をした結果、いずれの地点も環境基準を達成しておりました。続きまして、3の地下水、こちらにつきましては20地点について測定した結果、いずれの地点も環境基準を達成しておりました。4の土壌につきましては、37地点について測定した結果、いずれの地点も環境基準を達成しておりました。これらの詳細につきましては、6ページ以降に詳細な地点別の測定結果や、10ページ等に測定地点図をそれぞれ記載させていただいております。また、この公表資料につきましては、先生方には公表と同時に資料をお送りさせていただいております。参考資料1につきましては以上です。

そのまま引き続き、参考資料2、3についても説明させていただきます。

参考資料2が「手賀沼・印旛沼流域における水質・底質の放射性物質モニタリング調査結果」、参考資料3が「東京湾における水質・底質の放射性物質モニタリング調査結果」

となっております。

まず、参考資料2の手賀沼・印旛沼流域についてですが、手賀沼・印旛沼流域におきましては、放射性物質の状況を把握するため、県では平成24年度から継続してモニタリング調査を実施しております。24年度は年3回、25、26年度は年4回調査を実施いたしまして、27年度は年2回調査を実施いたします。参考資料2に記載しておりますのは、平成27年度1回目の公表資料で平成27年8月28日に公表したものでございます。

2ページをご覧ください。手賀沼流域の調査地点図を示しております。

湖沼内の20地点、それから流入河川9地点、合計29地点で測定を実施しております。また、今年度から調査地点を見直しし、手賀沼の中で6地点を追加しております。具体的には図の20番、21番、24から27番、手賀沼の中央部から東部にかけて、左岸側に沿って地点を追加しております。

結果についてですが、水質につきましては、手賀沼、流入河川とも、全ての地点において過去から今までを含めて、放射性物質が検出されたことはございません。それに対して底質からは継続して検出されておまして、8ページに手賀沼の流入河川、9ページに手賀沼の湖沼内の放射性物質のこれまでの結果を、棒グラフで載せています。棒グラフは、左側が沼の西側に当たる地点、右側が沼の東側となるように、概ね順番に地点を並べて表示しております。

まず、8ページの流入河川におきましては、当初は特に大堀川流域で高い値を示しておりましたが、次第に低下してきておまして、現在、最大値は大堀川北柏橋で1kg当たり1,430Bqとなっております。続いて9ページの手賀沼内におきましては、やはり当初は、特に大津大堀川の流入する西側の地域を中心に高い値を示しておりましたが次第に低下してきており、現在、最大値は流入河川ほど極端には減ってはいないのですが、大堀川河口東の5,700Bqとなっております。

続きまして印旛沼についてですが、5ページに調査地点図を示しております。

沼の中の5地点、流入河川で14地点の合計19地点で測定を実施しております。

水質の測定結果につきましては、手賀沼同様、印旛沼、流入河川とも全ての地点において、過去から現在を含めて検出されたことはございません。底質につきましては、10ページに印旛沼の流入河川、11ページに印旛沼内の結果を載せております。当初から、手賀沼に比べると低い値となっておりますが、一部、比較的高い値を示した地点もありましたが、現在では、同じように次第に低下してきている状況が見られます。最大値は、流入河川におきましては、印旛放水路上流のゆらゆら橋の1kg当たり1,610Bq、印旛沼内は船戸大橋下流の1,370Bqとなっております。

続きまして、参考資料3の「東京湾における水質・底質の放射性物質モニタリング調査結果」につきまして報告させていただきます。

東京湾につきましては、平成24年度は年2回、25、26年度は年4回実施いたしまして、27年度は年2回調査を実施いたします。この資料は印旛沼、手賀沼と同じように平成27年度1回目の公表資料で、平成27年8月28日に公表したものです。調査結果でございますが、東京湾におきましても、水質の放射性セシウムは、全地点で過去を含めて一度も検出されたことはございません。底質の放射性セシウムにつきましては、不検出

から 1kg 当たり 370Bq となっておりまして、前回、平成 27 年 2 月から 3 月にかけて行った調査結果と比較して、ほぼ同程度の値でありました。調査地点につきましては、2 ページに調査地点の地図を記載してあります。赤い菱形が流入河川の河口部、青い三角が湾北部・中央部、黒い丸が内房海域ということで、合計 22 地点で調査を実施しております。

5 ページに底質のこれまでの調査結果を棒グラフでお示ししております。底質からは、現在でも約半数の地点で放射性セシウムが検出されておりますが、ほとんどの地点で、1kg 当たり 50Bq 程度、または、それ以下の値となっております。ただし、流入河川河口部では、一部の箇所では 200 から 400Bq 程度検出されている結果となっております。今後とも、このようなモニタリング調査は継続していく予定です。

参考資料 2、参考資料 3 に、今回の結果は本年 12 月ということは、平成 27 年 12 月に実施しますと書かせていただいております。その中で東京湾の中でやっている流入河川河口部の 1 地点、花見川河口部なのですが、こちらは実際は美浜大橋というところで測定を実施しているのですが、そちらで工事が行われておりまして、採水・採泥ができないということで苦慮しておりましたが、業者と調整しまして、今月なるべく早いうちに、これから調査を実施する予定で考えております。

私からの報告は以上です。

近藤部会長 ありがとうございます。それでは、ダイオキシン類、放射性物質につきまして御報告いただきました。御報告に関しまして、御質問等ございますでしょうか。よろしくお願いたします。

山室委員 多分、エクセルのミスとは思いますが、ダイオキシンの資料の 7 ページで番号が並んでいますね。34 まではあっていますが、この次が 36 になっています。これが資料 1-1 の 6 ページを見ますと、ここで 36 になっている岩富橋が 35 です。以下、それですでれているので、本当は 30 点というのが 121 しかないはずなのに、122 がついているので、単純にミスだと考えられますが、違いますか。

(事務局) 昨年度の審議会で手賀沼水門を外した関係で、今年度の測定計画が、それ以下の番号が繰り上がったものですから、28 年度の測定計画の地点番号と今回御指摘のありました 26 年度のダイオキシンの測定地点の番号がずれていることになっております。そのように処理をしております。

山室委員 ということは、今回お示ししていただいたこの資料 1-1 では？

(事務局) 資料 1-1 と参考資料 1 の方の地点がずれているということになっています。

山室委員 資料 1-1 では、3 ページのところでは定期的な測定地点数は河川が 121 で、ハッチがかかってないから、変わらないということでは？

在原班長 27 年度と 28 年度では変わっていないのですが、今回報告させていただいたのは、ダイオキシン類が 26 年度の結果です。26 年度は先ほど説明があったとおり、手賀沼水

門という地点が多かったので、その時につけた番号で表示させていただいているので、今年の資料とズレがあるということになります。

山室委員 他の例えば、ダイオキシンと他の資料を見比べようとしたときに、すごく不便です。もうちょっと対策できなかったでしょうか。それから同じダイオキシンの資料で、9ページのところで、52番の与田浦橋ですかね、補足の調査では1を切っていますが、それでも0.84というのは、結局、1.0、1.1、0.84というのは、これはコンスタントに高いと考えるとよいと思いますので、対策や原因究明があったほうがよいかと思います。

それから、参考資料2の手賀沼ですが、手賀沼の放射性物質を見て、9ページのグラフですね。これが本当にわかりやすくありがたいのですが、平成26年度の1回目赤いグラフになっています。11番、12番、13番、それと15番、17番、18番というのは平成26年度までは出てなかったのに、ここから出ている、次に平成27年度の1回目のオレンジ、これが20番、21番、24から27番、これはいままで出てなかったのに出ているというように見えますが、これはそうではなくて地点を増やしたという感じですか。

在原班長 確かにグラフだけを見るとそのように見えてしまうのですが、その上に表をつけていますが、平成26年度と27年度にそれぞれ6地点ずつ、地点を追加しておりますので、そこからのデータとなっております。確かにグラフだけを見ると、そのように勘違いされやすいところではあるので、工夫をしたいと考えています。

山室委員 白とNDを付けるといいかもしれません。ただ、全体的に見ると広がったと見ないですむのであれば、全体的には減っていると考えてよろしいですね。

近藤部会長 この件につきまして他にございますでしょうか。

では、この件につきましては、どうもありがとうございました。

この他に事務局からございますでしょうか。

5. その他

森課長 本日は、年始になったばかりのところ測定計画の関係で、先生方お忙しい中、お集まりいただき、御議論いただきましてありがとうございました。測定計画に基づき測定し、単に測定すればいいということではなく、しっかり分析していくという考えはもっておりますが、十分にその点ができておりませんので、改めて反省するとともに、そういった点にも取り組んでいきたいと思っております。

また、瀧先生の方からは自然原因かなという話でしたけれども、途中で傾向が変わっているのであれば、改めてそういったところも分析するべきだということで、日頃からデータについて、もう少し目をくぼって、そういった傾向の変化を見ながら、何かおかしいなと思ったら、そこでフィードバックして原因を追及していくことは非常に大切だと改

めて思いましたので、そのような取り組みを改めてしていきたいと考えます。本当に本日はありがとうございました。また、資料について至らない作りになって御迷惑をおかけしましたが、行政として、継続して御指摘していただいたところ、2回目以降、そういうことがないように、今後、気を付けていきたいと思えます。申し訳ございませんでした。

最後に、水環境部会の今後の予定ということで、お話をさせていただきたいと思えます。

本日審議いただきました後、また、1カ月たたない内に、もう1回部会を開催させていただきたいということで恐縮ですが、2月12日に2回目の部会をお願いできればと思っております。その中では、環境審議会に諮問してからとなりますが、今、地盤沈下の関係で九十九里の企業と細目協定を結んでおりますが、その細目協定が今年、見直しの年になっておりまして、現在、その改定に向けて色々作業をしております。その関係で、審議会にもお諮りしていきたいと考えており、議論していただくことになろうかと思っております。

もう1点、国の方で水質汚濁防止法に基づく排水基準が変更になってございまして、それに伴って県の条例の排水基準を変更しなければいけないということがございまして、その2点について御審議をいただくということになろうかと思えます。2月12日頃に部会を開催させていただいて、審議させていただければと思っておりますので、改めて正式に決まりましたら、御連絡させていただきたいと思えます。

御議論、御審議について、よろしくお願ひしたいと思えます。

近藤部会長 ありがとうございました。それでは、次回の審議は2月12日ということですので、よろしくお願ひいたします。それでは、ここでマイクを事務局にお返しします。御協力どうもありがとうございました。

6. 閉 会

司会 長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして環境審議会水環境部会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

— 以上 —